

生成AI時代の 安全なAI利活用環境整備について

2023年9月21日

情報流通行政局 参事官補佐

小倉 知洋

1. AIについて

2. AIガバナンスの方向性

3. 政府の取り組み（ルール作り）

生成AIの進展に伴うメリットとリスクの例

- 生成AIの技術はまだ発展中。ものづくり、金融、医療など幅広い産業分野で、必ずしもデジタル技術をうまく利用できていなかった事業者も、AIを利用することで一気に変革をとげられる可能性。
- 多様な可能性を有する一方で、新たなリスクも指摘。

主なメリット

労働力不足の解消

- ・定型業務の効率化により、創造性の高い業務に注力可能
- ・デジタル化を加速させ、社会全体の生産性向上

事務作業の効率化

- ・文章の要約
- ・添削・翻訳
- ・議事録の作成
- ・公表データの調査
- ・提案資料のたたき台作成

サービスの質の向上

- ・医療分野では、これまで治らなかった難病の治療法が見つかる可能性
- ・教育分野では、一人ひとり子どもに最適な教育が安価に提供できる可能性



地球規模課題への対処

- 次のような対処に活用できる可能性
- ・災害対策
 - ・温暖化対策
 - ・パンデミック対策
 - ・安全保障



主なリスク

機密情報の漏洩や
個人情報の不適正
な利用のリスク

犯罪の巧妙化・
容易化につなぐ
るリスク

偽情報、誤情報、偏向
情報等による社会の不
安定化・混乱させるリスク

サイバー攻
撃が巧妙化
するリスク

教育
への
影響

著作権
侵害の
リスク

雇用
への
影響

- 生命、自由、財産、基本的人権などを適切に保護する観点から、リスクの全体像を可能な限り正確に把握することが重要。
- 技術開発や事業展開のスピードが急速であることを踏まえ、専門家も交え、国際的な議論に積極的に参画し、随時そのリスクの把握に努める必要。

AIとは

AIは、大量のデータから、故障の予兆や詐欺やスパム情報の検出、将来予測、また次に個人に表示する動画を決定している。このようにデータ分析目的で活用されるAIは「**Analytical AI**」と呼ばれており、既に社会の多くの場所で用いられている。

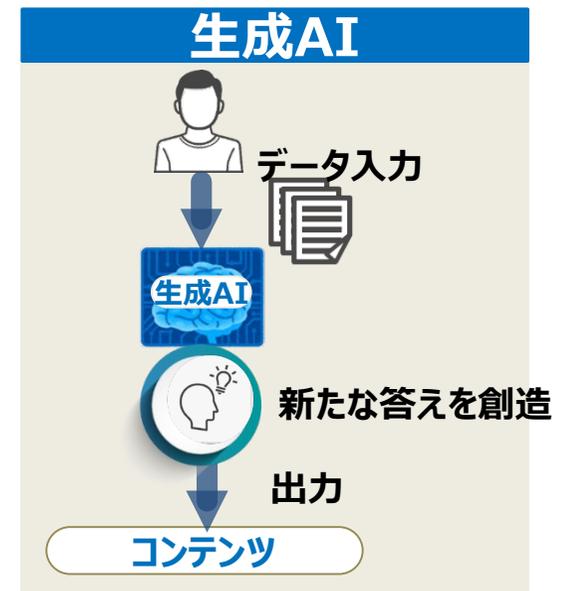
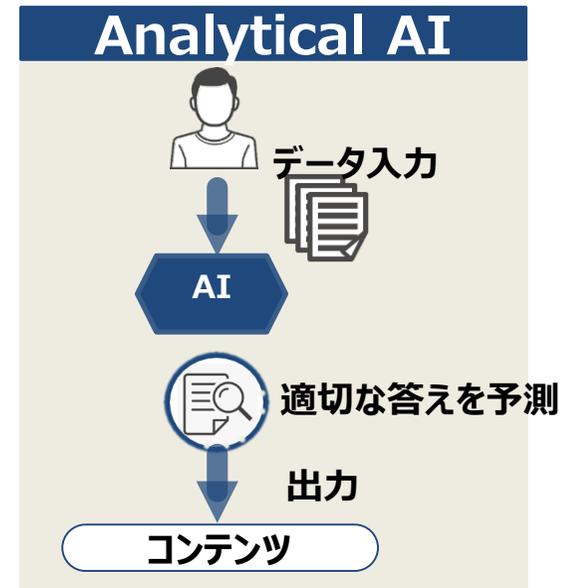
これに加えて、近年、従来人間が得意としてきた、情報を生成・創造する目的で用いられる**生成AI**の技術が急速に発展してきた。

※総務省 令和5年版情報通信白書 より

AI：AIソフト及びAIシステムを総称する概念

- 「AIソフト」とは、データ・情報・知識の学習等により、利活用の過程を通じて自らの出力やプログラムを変化させる機能を有するソフトウェアをいう。例えば、機械学習ソフトウェアはこれに含まれる。
- 「AIシステム」とは、AIソフトを構成要素として含むシステムをいう。例えば、AIソフトを実装したロボットやクラウドシステムはこれに含まれる。

※総務省 AI開発ガイドライン案 および AI利活用ガイドライン より



1. AIについて

2. AIガバナンスの方向性

3. 政府の取り組み（ルール作り）

AI ガバナンスとは

広義のAI ガバナンスの枠組み

安全で信頼できる環境

狭義のAI ガバナンスの枠組み

ガイドライン

振興策

規制

バランス

オープンで自由な環境

利用

開発

- ✓ 画像分析
- ✓ 音声認識
- ✓ 自然言語処理
- ✓ ビッグデータ

- ✓ AIアプリ
- ✓ AIシステム

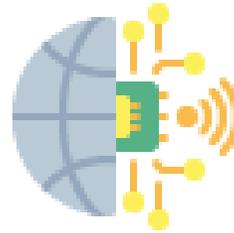
社会経済の発展

- ✓ 業務の効率
- ✓ 新たな商品・ビジネスモデルの開発



今の原則では対応しきれない課題

- ① 機密情報の漏洩や個人情報の不適正な利用のリスク
- ② 犯罪の巧妙化・容易化につながるリスク
- ③ 偽情報等が社会を不安定化・混乱させるリスク



- ④ サイバー攻撃が巧妙化するリスク
- ⑤ 教育現場における生成AIの扱い
- ⑥ 著作権侵害のリスク
- ⑦ AIによって失業者が増えるリスク

「AIに関する暫定的な論点整理」2023年5月26日 AI戦略会議

新しいルールの検討

ガバナンス

透明性推進

利用者保護

偽情報対処

知財保護

ソフトローアプローチ

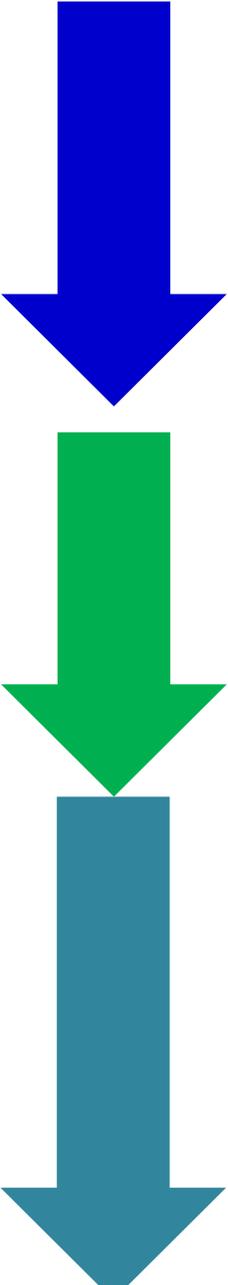
- ガイドライン
- 自主的コミットメント

相互運用性の推進

ハードローアプローチ

- AI Act

1. AIについて
2. AIガバナンスの方向性
3. 政府の取り組み（ルール作り）



2016年4月 G7情報通信大臣会合（高松）

- ・ 開発原則のたたき台を提示

2016年10月 AIネットワーク社会推進会議 設置

2017年3月 国際シンポジウム「AIネットワーク社会推進フォーラム」開催

2017年7月 「**国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案**」作成・公表

2018年7月 「**AI利活用原則案**」作成・公表

2019年3月 「人間中心のAI社会原則」策定

2019年5月 OECD（経済協力開発機構）「AIに関する理事会勧告」採択

2019年6月 G20「G20 AI原則」採択

2019年8月 「**AI利活用ガイドライン**」策定・公表

2023年4月 AI戦略チームスタート

2023年5月 AI戦略会議スタート

2023年4月 G7デジタル・技術大臣会合（高崎）

2023年5月 G7広島サミット

- ・ 広島AIプロセスの開始

2023年6月 AIネットワーク社会推進会議 再始動

- ・ AIガイドラインの見直し・統合を議論

G7 デジタル・技術閣僚宣言 (パラ39~48、付属書5) (2023年4月30日)

【責任あるAI とAI ガバナンスの推進】

- G7は、民主主義の価値に基づく信頼できるAIという共通ビジョンを推進するため、国や地域により異なるAIガバナンス枠組み間の相互運用性を促進することの重要性を認識。
- 生成AI技術による機会と課題を早急に把握し、技術の発展に際して安全性と信頼性を促進する必要性を認識。
- 生成AIの急速な伸張の中で、OECDやGPAIなどの国際機関等も活用し、AIガバナンス、知的財産権保護、透明性確保、偽情報対策、生成AI技術の責任ある活用といったテーマについて、G7による議論の場を設置。
- 「AIガバナンスのグローバル相互運用性を促進等するためのアクションプラン」を承認。



G7 広島首脳宣言 (パラ38) (2023年5月20日)

- AIガバナンス枠組み間の相互運用性の重要性を強調。生成AIの機会と課題を早急に把握する必要性を認識し、OECDやGPAIにおける取組を奨励
- 関係閣僚に対して、生成AIに関する議論のために、包摂的な方法で、OECDやGPAIと協力しつつ、G7作業部会を通じた、広島AIプロセスを年内に創設するよう指示。この議論には、ガバナンス、知的財産権保護、透明性促進、偽情報対策、生成AI技術の責任ある活用といったテーマを含み得る。
- 「AIガバナンスのグローバル相互運用性を促進等するためのアクションプラン」を歓迎。

開催日程

令和5年9月7日（木）20:00～21:00（オンライン開催）

参加国等

- ・議長として松本総務大臣が参加。
- ・G7各国（加、仏、独、伊、米、英）、EU、国際機関（OECD、GPAI）が参加。

主な成果

- ◆ 本会合の結果、G7広島AIプロセスの中間的な成果として、「**G7広島AIプロセス G7デジタル・技術閣僚声明**」を採択。
- ◆ 閣僚声明において**以下の項目について合意**。

○OECDレポートに基づく優先的な課題、リスク及び機会に関する理解

- G7共通の優先的な課題・リスクとして、透明性、偽情報、知的財産権、プライバシーと個人情報保護、公正性、セキュリティと安全性等が例示。また、機会として、生産性向上、イノベーション促進、ヘルスケア改善、気候危機の解決への貢献等が例示。

○高度なAIシステム（基盤モデルや生成AIを含む。以下同じ。）に関する国際的な指針(guiding principles)及び行動規範(code of conduct)

- 高度なAIシステム技術の進歩に鑑み、**AI開発者を対象とする国際的な行動規範の策定が国際社会の喫緊の課題の1つ**であることを認識。AI開発者を対象とする行動規範を策定する基礎として、以下の項目で構成される指針の骨子を策定。**AI開発者を対象とする指針と行動規範のG7首脳への提示を目指す。**
- 年内に、**開発者を含む全てのAI関係者向けの国際的な指針を策定。**

・高度AIシステムの適切な安全対策及び導入前の社会的リスクの考慮

・高度AIシステム導入後の脆弱性の特定と低減に向けた努力

・モデルの能力、限界、適切・不適切な利用領域の公表

・AI開発者と政府、市民社会、学界との間での責任ある情報共有

・プライバシーポリシー及びAIがバナンスポリシー等のリスク管理計画及び低減手法の開
発及び開示

・サイバーセキュリティ及びインサイダー脅威対策を含む強固なセキュリティ管理措置への投資

・電子透かし技術等のAIが生成したコンテンツを利用者が識別できる仕組みの開発及び導入

・社会、環境、安全のリスクを軽減するための研究・投資の優先的な実施

・気候危機等の世界最大の課題に対処するための高度なAIシステムの優先的な開発

○偽情報対策に資する研究の促進等のプロジェクトベースの協力

- OECD、GPAI、UNESCO等の国際機関と協力し、AIによって生成された偽情報を識別するための最先端の技術的能力に関する研究の促進等、プロジェクトベースの取組を推進することを計画。

○上記の取組を進めるに当たっては、幅広いマルチステークホルダーの意見を探り入れることに合意。

- G7広島サミットの結果を踏まえ、本年5月に、G7関係者が参加して生成AIについて議論するための「広島AIプロセス」を立ち上げ。①9月頃に閣僚級会合(オンライン)を開催し、②10月にIGF京都2023において多様なステークホルダーからの意見を取り入れるための機会を設け、③これらの議論を踏まえた上で年末までの間に再度閣僚級会合(オンライン)を開催。

首脳・閣僚級プロセス



- 広島AIプロセスの**中間報告**のとりまとめ
- 秋のG7首脳会議に報告

今秋
G7首脳テレビ会議



- 広島AIプロセスの**成果**のとりまとめ
- G7首脳に報告

マルチステークホルダープロセス



- 広島AIプロセスを共有
- 様々なステークホルダー（G7以外の国、国際機関、産業界、学術界、市民社会等）からの意見を幅広く聴取

GPAI等、他の国際的議論
のインプットを歓迎

A I 戦略会議での検討

「AI戦略会議」

※2023年9月8日時点

○構成員（敬称略）

- 江間 有沙 東京大学未来ビジョン研究センター 准教授
- 岡田 淳 森・濱田松本法律事務所 弁護士
- 川原 圭博 東京大学大学院工学系研究科 教授
- 北野 宏明 株式会社ソニーリサーチ 代表取締役CEO
- 佐渡島庸平 株式会社コルク 代表取締役社長
- 田中 邦裕 さくらインターネット株式会社 代表取締役社長
- 松尾 豊 東京大学大学院工学研究科 教授【座長】
- 山口 真一 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 准教授

○村井英樹総理補佐官、関係省庁（内閣府、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省）の閣僚が参加

開催日	議事
第1回 令和5年5月11日	1. AIを巡る主な論点について
第2回 令和5年5月26日	1. AIに関する暫定的な論点整理 について
第3回 令和5年6月26日	1. AIに関する取組状況について 2. 広島AIプロセスにおける今後の対応に関する討議
第4回 令和5年8月4日	1. 広島AIプロセスの今後の進め方 2. AI開発力の強化
第5回 令和5年9月8日	1. 広島AIプロセスの報告、 統合ガイドラインの状況報告 2. AI開発力の強化 3. その他（知財、政府のAI利用、学習用言語データ）

AIに関する暫定的な論点整理

令和5年5月26日 AI戦略会議資料を加工

13

- ✓令和4年11月、大規模言語モデル「GPT 3」をベースにした対話型言語モデル「Chat GPT」や、テキストを入力すると画像を生成する「プロンプト型画像生成 AI」、テキストから作曲を行うAIなど、多様な用途でのAIが登場。
- ✓国内では、**AI戦略チーム**（村井英樹総理補佐官の下、関係省庁の実務者級（審議官・課長級）のチームを編成）、**AI戦略会議**（座長：松尾 豊（東京大学大学院工学系研究科教授））において、我が国における生成AIをめぐる課題について検討を行い、令和5年5月26日、「**AIに関する暫定的な論点整理**」を取りまとめ

基本的な考え方

- 国際的なルール構築に向けた主導的役割の発揮
 - AIに国境はなく、国際的な共通理解・ルールづくり・相互運用性が重要。我が国は、「広島 AI プロセス」などを通じ、議論をリードすべき
- リスクへの対応と利用
 - 生成 AI の開発・提供・利用を促進するためにも、生成 AI の懸念やリスクへの適切な対応を行うべき。いわば、「ガードレール」の設置が必要。
- 多様な関係者を巻き込んだ迅速かつ柔軟な対応
 - 政府は、広島 AI プロセスなどの検討スケジュールも踏まえつつ、マルチステークホルダーを巻き込んだ、迅速かつアジャイルの対応が求められる。

AI の利用

- 生成 AI は、デジタル化を加速させ、我が国全体の生産性向上のみならず、様々な社会課題解決に資する可能性がある。
- AI 利用を加速するため、医療や介護・行政・教育・金融・製造等のデータ連携基盤の構築・DFFT 構想の具体化・人材育成・スタートアップの事業環境整備を進めるべき。
- 政府機関が一体となって、機密情報漏洩のリスクなどに配慮しつつ、率先して生成 AI の利用可能性を追求することが重要。
- 幅広い世代が生成 AI の恩恵を享受できるよう、スキル・リテラシーを身に付けることが大切。

リスクへの対応

- リスク対応の基本方針
- 透明性と信頼性**
 - AI 開発者・提供者には、現行法令やガイドラインに則り、積極的な情報開示を求めたい。
 - □政府は、主要な AI 開発者・提供者に対して、透明性・信頼性の確保を直接働きかけることも検討すべき。
 - **生成 AI の普及を踏まえ、既存のガイドラインに関して、必要な改定などを検討する必要がある。**その際、諸外国における検討とも協調し、第三者認証制度や監査制度等も参考とすべき。
 - **顕在化したリスクを低減するような技術の研究開発・普及を奨励することも望ましい。**
- 懸念されるリスクの具体例と対応

AI 開発力

- 生成 AI に関する基盤的な研究力・開発力を国内に醸成することが重要。政府は、AI 開発におけるインフラとも言うべき、**計算資源とデータの整備を行うことが最も重要。**
- 計算資源を活用するための電力調達が課題。地方のデータセンターの活用を含め、電力を有効活用する方策の検討が必要。
- 開発に用いることのできる日本語を中心とするデータの整備・拡充を進めるべき。
- また、生成 AI 自体の開発は、市場原理を最大限尊重した、民間活力を十分活用した従来型ではない開発促進策が期待される。世界からトップ人材が集まる研究環境の構築も期待される。

● 関連する検討会議及びガイドライン

総務省 AIネットワーク社会推進会議

(議長: 須藤修 中央大学際情報学部教授)

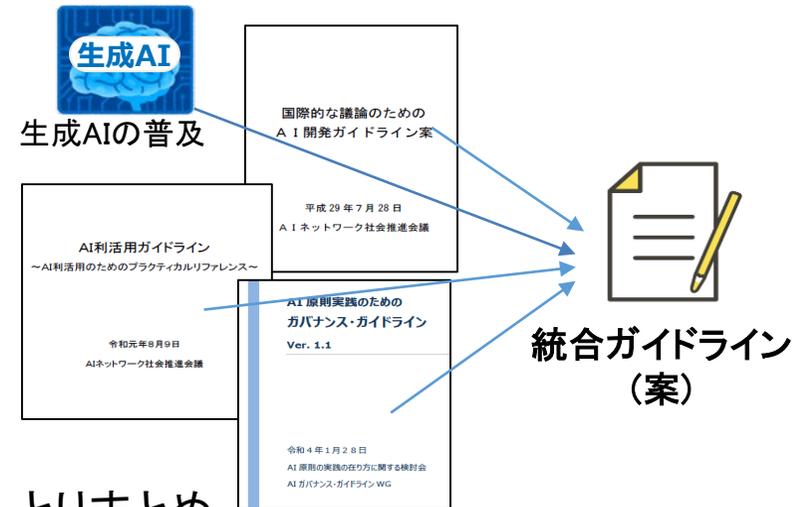
- ① 「国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案」 平成29年7月28日
- ② 「AI利活用ガイドライン～AI利活用のためのプラクティカルリファレンス～」
令和元年8月9日

経済産業省 AI原則の実践の在り方に関する検討会

(座長: 渡部俊也 東京大学未来ビジョン研究センター教授)

- ③ 「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドラインVer.1.1」 令和4年1月28日

新たな統合ガイドラインはAI事業者を対象とする



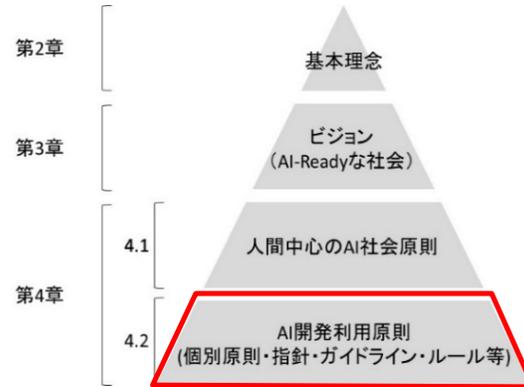
● ターゲット時期

12月 統合ガイドライン(案)とりまとめ

※両省検討会議を活用し統合ガイドライン(案)を議論、とりまとめ
(公表は広島AIプロセス閣僚報告以降に実施)

「人間中心のAI社会原則」(2019年3月 統合イノベーション戦略推進会議決定) より

人間中心のAI社会原則会議
(2018年5月～)



- ・・・「社会（特に、国などの立法・行政機関）が留意すべき『AI社会原則』」
- ・・・「開発者及び事業者において、基本理念及びAI社会原則を踏まえたAI開発利用原則を定め、遵守すべき」

開発者・事業者それぞれにおいて、AI開発利用原則を策定することを期待

そのための参考となるガイドラインが必要

(注) 2016年2月～9月は、
「AIネットワーク化検討会議」として検討
AIネットワーク社会推進会議
(2016年10月～)

総務省の取組

AI開発ガイドライン※

➤ 開発者が留意すべき事項と解説

※「国際的な議論のための
AI開発ガイドライン案」

AI利活用ガイドライン

➤ 利用者が留意すべき事項と解説

関係省庁に共有の上、開発者・事業者に提供。自主的対応を支援。

背景

- 今後、A I の研究開発・利活用の進展、A I の相互連携・ネットワーク形成（A I ネットワーク化）が想定
- A I は様々な分野で利活用され、そのサービスはネットワークを通じた（国境を越えた）提供が想定
- A I は人間・社会に多大な便益を広範にもたらすことが期待されるとともに、リスクの抑制も図ることが重要
 - ⇒ A I の便益の増進、リスクの抑制のための取組について**中長期的な視点**で検討が必要
 - ⇒ **産学民官の幅広い関係者の参画を得て**、国際的にも議論することが重要

A I ネットワーク社会推進会議

目的・検討事項

A I ネットワーク化に関して、社会的・経済的・倫理的・法的課題に関する事項を検討。具体的には、

- 国際的な議論のためのA I 開発ガイドライン案の検討・フォローアップ
- A I の利活用について考慮すべき事項（論点整理）
- A I ネットワーク化が社会・経済にもたらす影響
- A I ネットワーク化の進展に伴う将来社会の展望 等

検討体制

【議長】 須藤 修（中央大学国際情報学部教授、中央大学E L S Iセンター所長、東京大学大学院情報学環特任教授）

【構成員】 産学民の有識者

【オブザーバ】 関係行政機関、関係国立研究開発法人 等

AIの開発者が研究・開発段階において留意することが期待される事項を「原則」という形式でまとめ、その解説を記載。【2017年7月】

原則	解説のポイント
連携	AIシステムの相互接続性と相互運用性に留意
透明性	AIシステムの入出力の検証可能性及び判断結果の説明可能性に留意
制御可能性	AIシステムの制御可能性に留意
安全	AIシステムがアクチュエータ等を通じて利用者及び第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないよう配慮
セキュリティ	AIシステムのセキュリティに留意
プライバシー	AIシステムにより利用者及び第三者のプライバシーが侵害されないよう配慮
倫理	AIシステムの開発において、人間の尊厳と個人の自律を尊重
利用者支援	AIシステムが利用者を支援し、利用者に選択の機会を適切に提供することが可能となるよう配慮
アカウントビリティ	利用者を含むステークホルダに対しアカウントビリティを果たすよう努める

(注) AIの開発者が自主的に参照するものとして、また国際的な認識の共有を図るものとして取りまとめ

AI利活用ガイドライン

AIの利用者（AIを利用してサービスを提供する者を含む）が利活用段階において留意することが期待される事項を「原則」という形式でまとめ、その解説を記載。【2019年8月】

原則	解説のポイント
適正利用	適正な範囲及び方法でAIを利用
適正学習	AIの学習等に用いるデータの質に留意
連携	AI相互間の連携に留意 AIがネットワーク化することによってリスクが惹起・増幅される可能性
安全	生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないよう配慮
セキュリティ	AIのセキュリティに留意
プライバシー	他者又は自己のプライバシーが侵害されないよう配慮
尊厳・自律	人間の尊厳と個人の自律を尊重
公平性	AIの判断にバイアスが含まれる可能性があることに留意 個人及び集団が不当に差別されないよう配慮
透明性	AIの入出力等の検証可能性及び判断結果の説明可能性に留意
アカウントビリティ	アカウントビリティを果たすよう努める

(注) AIサービスプロバイダやビジネス利用者等が自主的に参照するものとして、また国際的な認識の共有を図るものとして取りまとめ

ガバナンス・イノベーションから得られる示唆

- 社会のスピードや複雑さに法が追いつけない問題を克服するために、規制を、細かな行為義務を示すルールベースから、最終的に達成されるべき価値を示すゴールベースにする。ゴールベースの規制において生じる、規制とオペレーションとの間にギャップを克服するためには、ゴールを達成するために参照できる非拘束的な中間的ガイドラインや標準を策定することが重要である。*

*「GOVERNANCE INNOVATION： Society5.0の実現に向けた法とアーキテクチャのリ・デザイン」報告書（2020年7月13日）



人間中心のAI社会原則：政府と企業が共有するゴール

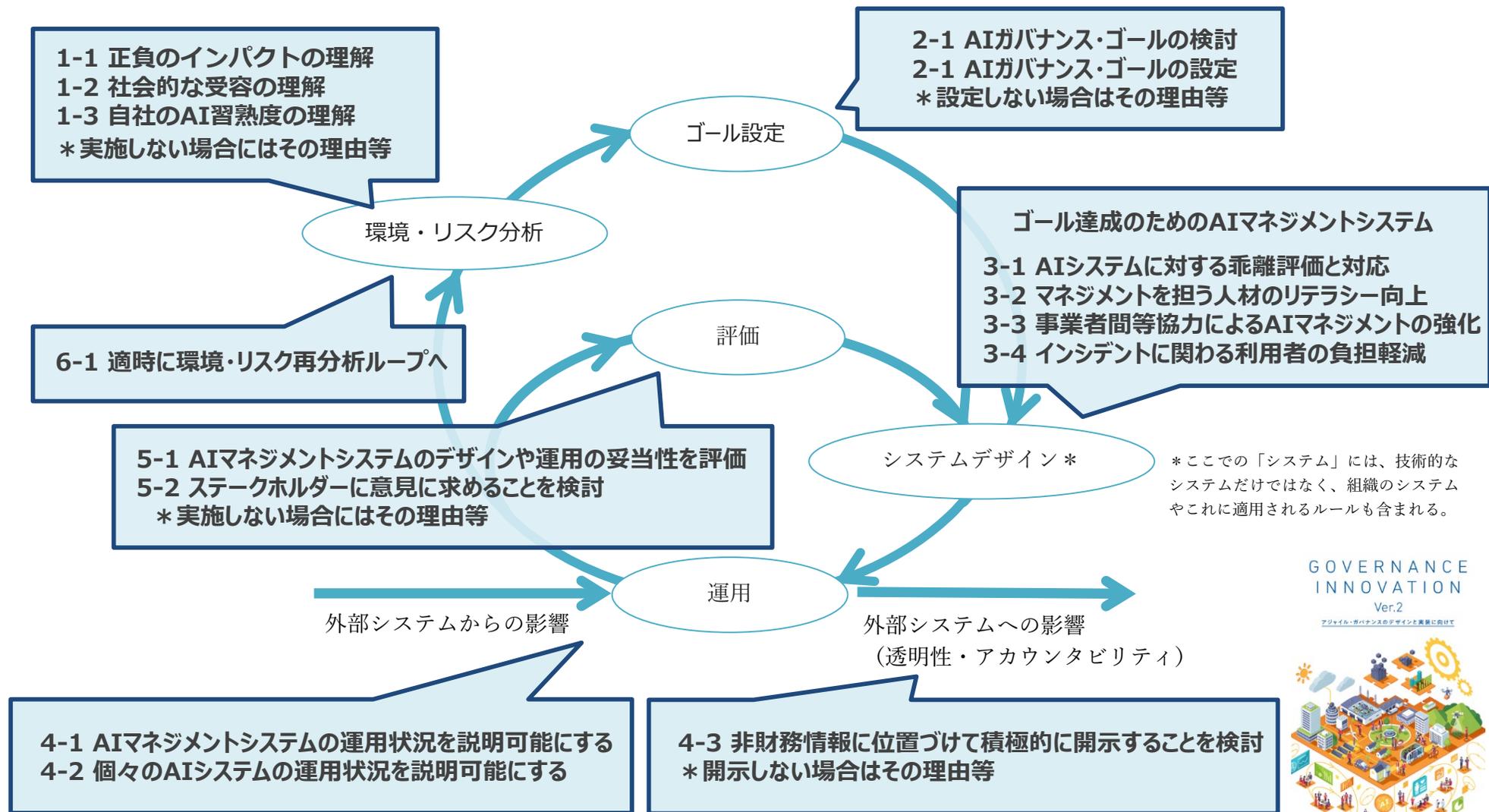


ゴールに向けた取り組み

このギャップを埋めるガイドラインが求められている。

各企業の自主的取り組み（AIポリシー、組織ガバナンス等）

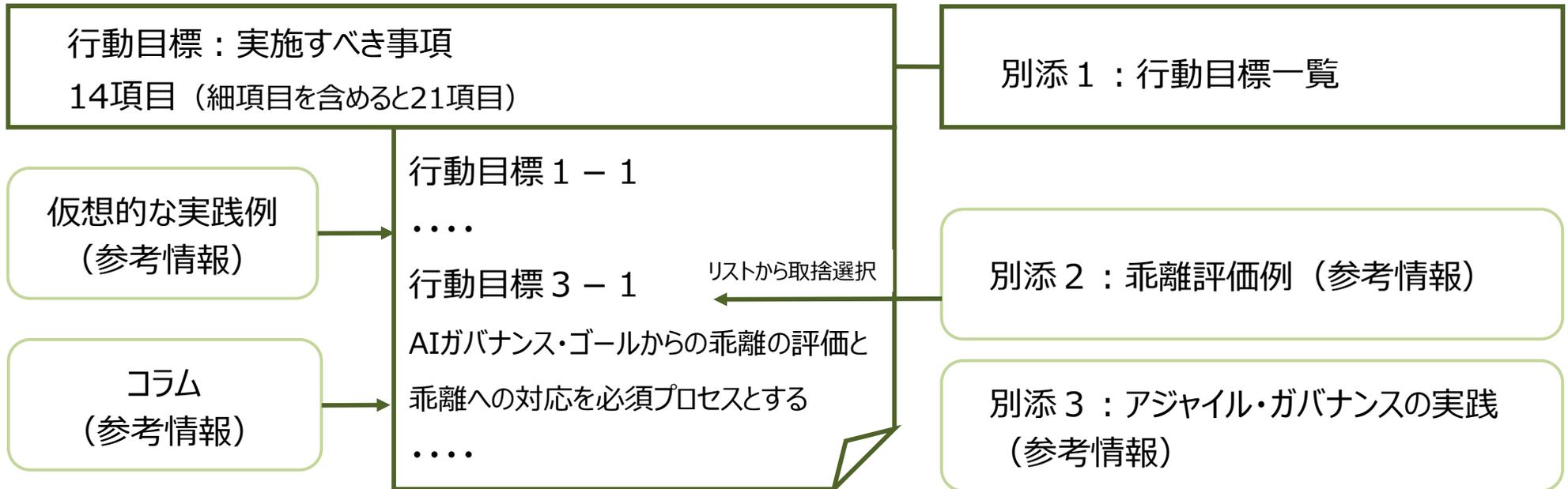
- マネジメント体制の整備とリスク管理のための行動目標をアジャイル・ガバナンスの枠組みに沿って提示
【2022年1月】



AIガバナンス・ガイドラインの狙い

- 法的拘束力のない分野横断的なガイドライン

- AIの社会実装の促進に必要なAI原則の実践を支援すべく、事業者が実施すべき行動目標を提示し、それぞれの行動目標に対応する仮想的な実践例とAI原則からの乖離評価例を参考情報として例示
- AIシステムの開発・運用に関わる事業者等の取引等で広く参照されることや、AI原則の実践に関するステークホルダーの共通認識の形成を通じて、各社の自主的な取り組みを後押し



参考：我が国のAIガバナンスの在り方 ver. 1.1

- 「リスク評価やマネジメントのあり方も含めたガイドラインを提供することで、AIの社会実装をより促進できると考えられる。」

AIに関する統合ガイドライン(案)の検討状況

- ◆ AI戦略会議の「AIに関する暫定的な論点整理」(5月26日)を踏まえ、既存の関連ガイドラインの改訂・統合を行うため、総務省、経済産業省の関係会合の有識者から意見・議論等をいただきながら、事業者向けの新たなガイドライン(案)を検討中。
- ◆ 9月8日のAI戦略会議でスケルトン案を提示して議論。引き続き検討を進め、年内に新たなガイドライン(案)を策定予定。

※ 関係会合

総務省 AIネットワーク社会推進会議
 (議長：須藤修(中央大学国際情報学部教授))
 経済産業省 AI原則の実践の在り方に関する検討会
 (座長：渡部俊也(東京大学未来ビジョン研究センター教授))

※ 既存の関連ガイドライン

総務省「国際的な議論のためのAI開発ガイドライン」
 総務省「AI利活用ガイドライン～AI利活用のための実践的リファレンス～」
 経済産業省「AI原則実践のためのガバナンス・ガイドラインVer.1.1」

新AI事業者ガイドライン(仮称)スケルトン(案)

※ 公開時点の項目立て及び記載内容案の概要を示すものであり、今後の議論を踏まえて変更される可能性がある

はじめに

- 本ガイドラインの位置づけ(目的と対象、ガイドラインの見方など)
- プレイヤーの区分け・分類、関係図、パターン、例などの記載
- リスクベースアプローチ

第1部 AIとは

- 関連用語の定義
- 事例集(リスクと便益、多様な事例を掲載)

第2部 AI開発から運用・利用にあたってのガバナンス

- アジャイルガバナンス原則
- AI原則
- AI事業者に共通する事項
- AI原則にもとづく体制構築のあり方
- AI事業者の行動目標、実践例
- AIガバナンス・ゴールとの乖離評価例
- サプライチェーンを念頭に置いたリスク管理・ガバナンスの維持

※ 以下、一つの事業者が複数の主体にまたがり該当する場合もある

第3部 AIのアルゴリズム開発者向け

- 透明性確保・説明可能性のあり方
- 透明性確保の手法

第4部 AIの学習実施者向け

- 制御可能性の確保のための学習データ公開の要否・あり方
- 学習データの収集ルール及び除外ルール公開の要否・あり方
- その他の学習データの検証可能性確保の手法
- 適正な学習データ利用についてのあり方

第5部 AIシステム・サービス実装者向け

- AIを組み込んだシステム・サービスの安全性等の担保のあり方
- AIをクラウドにより(SaaS形式で)提供する場合の留意点

第6部 AIを活用したサービス実施者向け

- 公正・説明責任・透明性の確保
- AIアプリケーションの悪用対策等の責任分担のあり方
- ユーザー情報の管理方法
- 入力情報(プロンプト)及び出力情報の管理方法、その権利関係、フィルタポリシー
- 許容しない利用方法などの宣言及びその実効性の担保
- AIを活用しているサービスであることの明示の要否・あり方
- 業務でAIを利用する者等との連携方法
- 制御可能性、予測可能性に関して求めるレベル感の明確化

第7部 業務でAIを利用する者向け

- 利用する業務と期待する効果とリスクの整理
- 多様なリスクの洗い出し、リスクを現実化する脅威の洗い出し、リスクが現実となる可能性を低減する方法(いわゆるリスクアセスメント)
- 政府のAI利用に関する留意点についても記載を検討

別紙

- 契約上の留意事項(AI・データ契約ガイドライン参照)、チェックリスト等



ご静聴ありがとうございました。

〒100-8926
東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館
電話:03-5253-5111(代表)

https://www.soumu.go.jp/menu_syokai/index.html